

まめ板網漁業（伊勢湾）

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林水産省令第5号）第72条第1項第5号に規定するその他の小型機船底びき網漁業に該当する伊勢湾において船舶を使用して行うまめ板網（網口開口装置を有する漁具を使用するもの）漁業につき、愛知県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶総トン数その他の制限措置

（1）漁業種類

まめ板網漁業

（2）許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

51隻

（3）船舶総トン数

15トン未満であって許可証に記載された総トン数

（4）推進機関の馬力数

260キロワット以下であって許可証に記載された馬力数

（5）操業区域

伊勢湾のうち三重県伊勢市大湊町宇治山田港大湊防波堤灯台、知多郡南知多町尾張野島灯台及び同郡南知多町羽豆埼突端を順次結んだ直線と陸岸により囲まれた海域とする。ただし、三重県伊勢市檜原新田地先標識灯と知多郡南知多町尾張野島灯台を見通す直線以南の海域かつ三重県津市贅埼灯台と田原市伊良湖町伊良湖岬灯台を見通す直線以西の海域を除く。

（6）漁業時期

1月1日から12月31日まで

（7）漁業を営む者の資格

県内に住所を有し、当該漁業に使用する船舶（漁船法第2条第1項第1号に規定する船舶）を使用する権利を有する者又は有する見込みのある者。

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和6年7月9日（火）午前8時45分から令和6年8月9日（金）午後5時30分まで

3 備考

（1）この許可の有効期間は、許可の日から令和8年8月31日（月）までとする。

（2）この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

ア 次の区域で操業してはならない。

（ア）三重県桑名市揖斐川口灯台、常滑市大野町沖合の伊勢湾灯標、常滑市常滑港南防

波堤端から270度4,000メートルの点、知多郡美浜町野間埼灯台から338度11分9,029メートルの点、351度02分8,485メートルの点、322度35分3,181メートルの点、270度1,500メートルの点、知多郡美浜町野間埼灯台を順次結んだ直線と陸岸により囲まれた海域。

(イ) 知多郡美浜町野間埼灯台から同郡南知多町羽豆埼突端までの最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域。

(ウ) 篠島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域。

(エ) 三重県桑名市揖斐川口灯台から伊勢市大湊町宇治山田港大湊防波堤灯台までの最大高潮時海岸線から4,000メートル以内の海域及び共同漁業権漁場区域。

イ 使用する漁具は次の範囲内でなければならない。

(ア) 網目は15センチメートルにつき28節以下(もじ網にあつては50センチメートルにつき105経以下)。

(イ) 網口開口板は全長と全幅の長さの合計が260センチメートル以内。(ただし、使用船舶の推進機関の馬力数が127キロワット以下の場合にあつては、「網口開口板は全長と全幅の長さの合計が270センチメートル以内。」とする。)

ウ 許可番号表示標識の地色は赤色の反射蛍光塗料としなければならない。

(3) 漁船法施行規則の一部を改正する省令(平成13年農林水産省令第153号。)附則第2条第1項に規定する推進機関を搭載する漁船については、この告示の1(4)中「260キロワット」とあるのは、「60馬力」、3(2)イ(イ)中「127キロワット」とあるのは「35馬力」と読み替え適用する。

(4) 愛知県漁業調整規則第11条第6項に規定するくじは、愛知県において行うものとする。

令和6年7月8日

愛知県知事 大村秀章